

# 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準について(骨子案)

(確認基準に関するもの)

平成26年7月26日 子ども未来部

#### 1.子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、法人からの申請に基づき、 富士見市が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である富士見市が、認可を受けた教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)、地域型保育事業者(家庭保育室等)に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、富士見市事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払うことになります。

#### 2.確認制度における運営に関する基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと、②子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)(以下「法」という。)に基づく富士見市が条例で定める基準(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例)を満たすことが求められます。(法第 34 条第 2 項、法第 46 条第 2 項)

#### 3.特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)及び特定地域型保育事業(家庭保育室等)の 運営基準の制定に当たって

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準の制定に当たっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」 の区分に従って定める必要があります。(法第 34 条第 3 項、法第 46 条第 3 項)

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の 実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 4.特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)及び特定地域型保育事業(家庭保育室等)の 運営基準の制定に係る富士見市の考え方

基本的には、国が内閣府令で定める基準どおり定めることとします。

## 5.基準設定に関して、現状との比較

# 【従うべき基準】

項目	国の示す基準の内容	現状	新条例
	確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおり。 3号認定こどもの区分については満1歳に満たない子どもと満1歳以上の こどもに区分するものとする。		
	認定こども園は、利用定員の数を 20 人以上とし、1 号・2 号・3 号認定子ど もの区分を定める。	該当なし	国の基準どおり
	保育所は、利用定員の数を 20 人以上とし、 2 号・3 号認定子どもの区分を 定める。	当市での最小施設は 30 人。 (国基準では 20 人)	国の基準どおり ※現状と同じ
	幼稚園は、1 号認定子どもの区分を定める。	1 学級 35 人以下で、原則 3 学 級を設ける。	国の基準どおり ※現状と同じ
利用定員	家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分を定める。	該当なし	国の基準どおり
	小規模保育事業 A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業 C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分を定める。	同事業に移行するものとして 家庭保育室3か所がある。	国の基準どおり
	居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定子どもの区分を定める。	制度なし	国の基準どおり
	事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子ども・3 号認定子どもの区分を定める。	該当なし ※但し、新制度に 移行しない、従業員のみを対 象とした施設はあります。	国の基準どおり
内容・手続きの 説明、同意、契 約	教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。 〈事前説明を要する事項(施設・事業の選択に資すると認められる事項)〉 ・運営規程の概要 ・苦情処理体制 ・事故発生時の対応	保護者に対し、申込前に説明 (資料提供含む)をした上で 入所(園)している。	国の基準どおり ※現状と同じ
応諾義務(正当 な理由のない提 供拒否の禁止)	利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。「正当な」理由は、 ①定員に空きがない場合、 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。	現在、市内の施設においては、 空きがあれば受入れしてい る。	国の基準どおり ※現状と同じ

## 【従うべき基準】

項目	国の示す基準の内容	現状	新条例
定員を上回る利 用の申込みがあ った場合の選考	定員を上回る利用の申込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。 ・教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考。 ・保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、市が利用調整を行う。 ・特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考。	幼稚園については、独自の選 考基準に基づき選考。 保育所については、市が定め る保育に欠ける基準に基づき 選考。 家庭保育室は、先着順。	国の基準どおり
幼稚園教育要 領、保育所保育 指針等に則った 教育・保育の提 供	幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども 園は幼保連携型認定こども園要領(仮称)、地域型保育事業は保育所保育指 針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなく てはならない。	幼稚園は幼稚園教育要領、保 育所及び家庭保育室は保育所 保育指針に基づき教育又は保 育を実施。	国の基準どおり ※現状と同じ
子どもの適切な 処遇(虐待の禁 止等を含む)	1) 利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的 取扱いをしてはならない。 2) 虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはなら ない。 3) 懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与 え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ
連携施設との連 携(地域型保育 事業のみ)	地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。特に、「保育内容に関する支援」として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、「卒園後の受け皿」として、連携施設に優先的な利用枠を設ける場合などの経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき事項については、協定書(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。	制度なし	国の基準どおり

## 【従うべき基準】

項目	国の示す基準の内容	現状	新条例
利用者負担の徴 収(実費徴収、 上乗せ徴収を含 む)	施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、 それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 だだし、上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理 由を明示することを求める。	幼稚園・家庭保育室において はすでに実施している。 H27 以降は認定こども園を 含む。	国の基準どおり ※現状と同じ
秘密保持、個人 情報保護	施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及び その保護者の秘密を漏らしてはならない。 従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た 情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講ずることとす る。 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提 供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同 意を得ておくこととする。	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ
事故発生及び事 故発生時の対応	事故の発生(再発)防止ための措置を講じ、事故発生時の保護者(家族)や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ

## 【参酌するべき基準】

項目	国の示す基準の内容	現状	新条例
定員の遵守	やむをえない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。	保育所においては認可定員を 超えても、最低基準の範囲内 で弾力化を実施し受け入れを している。	国の基準どおり
内容・手続きの 説明、同意、契 約	事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に 説明することを基本とする。 その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提 供することも可能とする。	事前説明は、書面、対面、H P等の電子ファイルを含めて 実施している。	国の基準どおり ※現状と同じ
支給認定証の確 認、支給認定申 請の援助	保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。	制度なし	国の基準どおり

## 【参酌するべき基準】

項目	国の示す基準の内容	現状	新条例
子どもの心身の 状況の把握(健 康診断等)	子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ
利用者に関する 市町村への通知 (不正受給の防 止)	給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・ 保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握 した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。	該当なし	国の基準どおり
施設の目的・運営方針、員の職種、員の事の重要事項を定選問程のを定めた。	運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。 〈運営規程〉 ① 施設・事業の目的及び運営の方針 ② 提供する教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ⑤ 利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ⑥ 利用定員(確認制度上の定員設定) ⑦ 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置に関する事項 ① その他施設・事業の運営に関する重要事項	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ
非常災害対策、 衛生管理	施設・事業については、非常災害にかかる計画、関係機関への通報、連携体制等を整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする。	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ
評価(自己評価、 学校関係者評 価、第三者評価)	自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。 学校関係者(保護者等)評価、第三者評価については、受審に努めることとする。	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ

#### 【参酌するべき基準】

項目	国の示す基準の内容	現状	新条例
苦情処理	入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。 苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることとする。	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ
会計処理	施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求める。公費の透明性確保の観点から、施設・事業ごとの区分経理を求める。 その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。	法人については、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり
記録の整備	職員、財産及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	保存年限を5年とす る。その他は国の基 準どおり。
管理・運営に関 するその他の事 項	ア) 勤務体制の確保 適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必 要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。 イ) 誇大広告の禁止 その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならな い。	各施設において、国基準同様 の対応をしている。	国の基準どおり ※現状と同じ
確認の辞退、定 員減少における 対応(利用者の 継続のための便 宜提供等)	給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされているが、その際、施設・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。 また、上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。	制度なし	国の基準どおり

「記録の整備」に関しては、本市の実情を踏まえ、記録の保存期限を5年としていくこととします。

#### 6.施行期日

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任される ことがあります。